

社会的養護

社会的養護と一般の子育て支援施策は一連の連続性を持ち 密接な連携が必要

- ・ ①保護者のない児童や、②保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し保護するとともに ③養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと

① ②要保護児童

③要支援児童

- ・ 理念 : 「子どもの最善の利益のために」「社会全体で子どもを育む」

保育士資格＝虐待を受けた子どもや障害のある子どもに対応できる力の証明

- ・ 養育の基本 : 子どもが養育者とともに時と場所を共有し共感し応答性のある環境のなかで、生理的、心理的、社会的に要求が充足されること

<社会の状況>

◇ 少子高齢社会

いまの日本は**超高齢社会**！

高齢化率 総人口に占める65歳以上の人口の割合、2007年には21.5%、 2015年には26.7%

2017年27.7%過去最高

<高齢化率> 7%以上…高齢化社会 14%以上…高齢社会 21%以上…超高齢社会

少子化の歯止め！

合計特殊出生率 : 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する

「1.57ショック」=S41.の「ひのえうま」以来、低くなっている

2005年(H17.)1.26 2011年1.39 2013年1.43 2014年1.42 2015年1.45 **2016年1.44**

背景…未婚化・非婚化・晩婚化・晩産化・養育コストの問題

◇ 世帯構造の変化…夫婦のみ世帯・ひとり親世帯

◇ ライフスタイルの変化…共働き・非正規雇用等多様な働き方があるなか、平均所得額の減少

◇ 家庭の孤立化

◇ 離婚の増加

◇ 子どもの困窮…子どもの相対的貧困率、過去最高

2012年経済的理由から援助を受ける小中学生約155万人 全体の約15.6%

<養護問題発生理由>

里親委託児
 養護施設児
 情緒障害児
 自立施設児
 乳児院児

放任・怠惰・酷使・棄児・養育拒否などの虐待を受けた子どもが多い

・児童虐待 ①心理的虐待 ②身体的虐待 ③ネグレクト ④性的虐待

※児童相談所(全国208ヶ所)への児童虐待相談件数

2013年 7万3000件

2014年 8万9000件

2015年 過去最多**103,260件**(2016年8月4日厚労省発表速報値)

※児童相談所 対応件数割合

障害相談 42.2%

養護相談 36.9%

児童相談所の設置義務 → **各都道府県・政令指定都市!**

* 中核都市は「設置できる」が義務ではない

* 人口50万人に一か所がめやす

・子どもの権利利益擁護の観点から2012年「民法」「児童福祉法」改正

・2年以内の**親権停止**OK

・法人or**複数**の未成年後見人OK

・児童福祉施設長の親権…監護、教育、懲戒に関して必要な措置をとれる

<児童福祉法による児童の定義>

1. **乳児** 満1歳未満

2. **幼児** 満1歳～小学校就学の始期に達するまでの者

3. **少年** 小学校就学始期～満18歳に達するまでの者

4. **障害児** 身体に障害、知的障害、精神に障害(発達障害児含む)のある児童

<民間篤志家の慈善救済事業>

- 1883年(T10) 池上雪枝 … 「池上感化院」大阪市北区の祈祷所 ←日本初の感化院
- 1887年(M20) 石井十次 … 「孤児の父」孤児教育会創設
- 1890年(M23) 赤沢鐘美(あつとみ)・仲子夫妻 … 私立新潟静修学校(幼児の託児所) ←日本初の保育所
- 1891年(M24) 石井亮一 … 孤女学院(現:滝乃川学園)アメリカ教育の影響 ←日本初の知的障害児施設
- 1898年(M31) 石井十次 … 岡山孤児院 ←日本初の児童養護施設
- 1899年(M32) 留岡幸助(とめおかこうすけ) … 「感化教育の父」巣鴨家庭学校(非行少年の教育)
- 1900年(M33) 野口幽香(ゆか)・森嶋峰 … 二葉幼稚園(貧困家庭のための施設 フレーベル教育実践)
- 1921年(T10) 柏倉松蔵(かしわくら) … 柏学園 ←日本初の肢体不自由児施設
- 1942年(S17) 高木憲次 … 「肢体不自由児の父」整肢療護園「欠陥ではない身体が不自由なだけ」
- 1946年(S21) 糸賀一雄 … 「障害者福祉の父」近江(おうみ)学園(知的障害児施設)「この子らを世の光に」

※明治期の養護施設は宗教関係者や民間のとくし家が慈善救済することが多かった

1871年福田会育児院(ふくでんかい)…東京の養育院 窮民救済施設 **仏教**

1887年石井十次…岡山孤児院、無制限收容主義 **キリスト教**

※少年犯罪者の環境改善による保護教育

「感化院」→「救護院」→「児童自立支援施設」(非行少年のケア)

感化院といえば留岡幸助「巣鴨家庭学校」だけど…

日本初の感化院は池上雪枝「池上感化院」

<社会的養護の歴史>

はじまり…隣保相扶(りんぼそうふ)＝隣り近所の家々や人々が互いに助け合う

1874年 恤救規則 15歳以下の孤児(後に13歳以下)

1900年 **感化法** 制定 非行少年の教育・保護を目的 **留岡幸助**制定尽力…私立感化院「家庭学校」。

1929年 救護法 制定

1933年 「旧・児童虐待防止法」:昭和恐慌を背景に少年の救護法 ⇒1947年に「児童福祉法」へ

(※2000年の児童虐待防止法は全く別の流れからできている)

1937年 「母子保護法」:貧困の母子家庭に対する生活扶助を規定した法律

(※1946年「生活保護法」の施行により廃止された)

1948年には第二次世界大戦後の孤児が12万人もいた…

1965年 「母子保健法」:妊婦健診、乳幼児健診などを定める

<子どもの権利養護の歴史>

1951年日本「児童憲章」

1989年国連「児童の権利に関する条約」 → 1994年 日本も批准 158番目の締約国

1999年「児童買春・ポルノ禁止法」

2000年「児童虐待防止法」

2001年「DV防止法」

- ・子どもは権利を行使する主体
- ・保護者を含む大人の利益が優先されてはならない
- ・子どもの人権尊重

児童憲章 …法的拘束力なし 1951年5/5こどもの日に合わせて採択

「総則」

われらは日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるためこの憲章を定める

- ・ 児童は、人として尊ばれる
- ・ 児童は、社会の一員として重んぜられる
- ・ 児童は、良い環境のなかで育てられる

児童の権利に関する条約第3条

1.児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする

児童の権利に関する条約第12条

1.締約国は、**自己の意見を形成する能力**のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について**自由に自己の意見を表明する権利を確保**する この場合において、児童の意見はその児童の**年齢及び成熟度**に従って相応に考慮されるものとする

<世界的な動き>

1922年 世界児童憲章

1924年 ジュネーブ宣言児童に最善のものを与えるべき義務を負う

1942年 ベヴァリッジ報告 第二次世界大戦中「ゆりかごから墓場まで」貧困を生み出す考え方5つの巨人

1948年 「世界人権宣言」

1959年 児童権利宣言(1948年の「世界人権宣言」の影響を受けている)

1979年 国連児童年(児童権利宣言20年後)

1989年 児童の権利に関する条約(国連児童年10年後)すべての子どもが権利と自由を享有

1990年 グリフィス報告

<社会的養護の体系:家庭的な養育環境の構成>

◎施設養護(児童福祉施設での養護)

乳児院	虐待経験 35.5%	虐待種類:ネグレクト73.9% 里親支援専門相談員(里親制度の理解とソーシャルワークの視点を有する者) ★家庭支援専門相談員・個別対応職員
児童心理治療施設	虐待経験 71.2%	幼児10人以上につき1人の心理療法担当職員 ★家庭支援専門相談員・個別対応職員・保育士・児童指導員 数か月～2・3年程度の入所治療期間 H29/46施設
児童自立支援施設		児童自立支援専門員・児童生活支援員 ★家庭支援専門相談員・個別対応職員 児童相談所から送致された児童 少年法の対象として家庭裁判所に送致された児童 家庭環境などの理由により生活指導を要する児童
児童養護施設	虐待経験 59.5%	障害のある児童増加 15人以上入所の施設には看護師 里親支援専門相談員 ★家庭支援専門相談員・個別対応職員・保育士・児童指導員 管理宿直等職員 施設増加:H13/551施設 H28/603施設 大舎制は5割・地域小規模児童養護施設を導入しているのは2割
母子生活支援施設		入所理由:配偶者からの暴力 入所平均年齢:5.2歳 0歳～18歳未満(0歳812人最も高い) 必須職員:少年指導員・母子支援員



家庭的養護…施設をさらに小規模! より家庭的な養育環境

○小規模グループケア

グループの人数	
乳児院	4人以上 6人以下
児童心理治療施設	5人以上 7人以下
児童自立支援施設	
児童養護施設	6人以上 8人以下

○地域小規模児童養護施設(グループホーム=児童養護施設の分園)

- ・ 近隣住民との適切な関係や家庭的環境の中で、子どもの社会的自立を支援する
- ・ 地方公共団体や社会福祉法人が経営する施設の分園型
- ・ 定員 6名(常時5名以上)義務教育終了まで大学に通っていたら22歳年度末まで

○児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)…第2種社会福祉事業

◎家庭養護…養育者の家庭において行う養護

ファミリーホームと里親への委託児童数は H22年3月末4,055人 → H28年3月末6,234人

○小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

- ・ 養育者の家庭に要保護児童を迎え入れて児童の自立を支援する事業
- ・ 委託児童の定員は、5人 または6人
- ・ 職員は、2人の養育者(夫婦など家族を構成する者)と1人以上の補助者
- ・ 給付金は支給の趣旨に従って用いる 金銭の収支状況を帳簿に整理する
- ・ 児童相談所の所長が作成した自立支援計画に従って児童を養育

○里親(養育里親・親族里親・専門里親・養子縁組里親)

- ・ 里親制度は「**児童福祉法**」で定められている
- ・ 一貫した支援はH29年より**都道府県(児童相談所)**の業務
- ・ 都道府県知事への登録が必要
 - 研修を受け、資質の向上を図るよう努める
 - 児童福祉審議会の意見を聴いて都道府県知事が認定を行う
- ・ 里親は実子をふくめて6人まで！(委託児童のみなら4人まで)
- ・ 養育する里親としての認定は長い場合でも2～3か月程度が目安
- ・ 委託児童数 1位:7～12歳(小学生) 2位:1～6歳
- ・ 里親委託率は 17.5% 10数年増加

① 養育里親…要保護児童を養育する里親として認定を受けた者

条件 ・養育への理解・熱意・愛情

- ・経済的に安定
- ・研修終了
- ・年齢制限はない

② 親族里親…都道府県知事が適当と認める親族

③ 専門里親…2年以内の期間で受託 被虐待児童を請け負う

条件 ・**3年以上**児童福祉に従事

- ・養育里親3年以上or同等レベルの養育経験 ★養育に専念できること！！
- ・専門里親研修あり研修終了 都道府県知事が認定

④ 養子縁組による里親…こどもが成人した時に65歳以下であることが**のぞましい**

- ・養子縁組(普通養子縁組)…実の親子関係は存続し、戸籍上“養子”“養女”
- ・特別養子縁組…実の親子関係は解消され、新たに親子関係が生まれ、戸籍上“**実子**”になる！

縁組請求時に原則として6歳未満(6歳に達する前から養親に監護されている場合は8歳未満)

<施設養護の専門職>

- ① 保育士：ケアワーカーとして母親の役割を担う重要な専門職 子どもの**権利擁護**の担い手。
- ② 児童指導員：児童相談所や学校機関、家族との連絡調整
- ③ 個別対応職員：個別面談
- ④ 家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)：親子関係の再構築
施設において児童の指導に5年以上従事、社会福祉士・精神保健福祉士
- ⑤ 心理療法担当職員：虐待などの心のダメージに心理療法 必要とする児童10人以上で配置
- ⑥ 児童自立支援専門員：精神保健の学識経験を有する医師・社会福祉士
- ⑦ 児童生活支援員：社会福祉士・保育士
- ⑧ 母子指導員：18歳未満の児童を持つ母親に支援 心理ケア
- ⑨ 里親支援専門相談員：児童養護施設・乳児院入所児童の里親委託の推進 (里親支援ソーシャルワーカー)
- ⑩ 児童発達支援管理責任者：障害児入所施設・児童発達支援センター・放課後デイサービスに配置

<施設での養護内容>

アドミッションケア … 施設を利用するにあたって行われるケア

インケア … 家庭のもつ機能を代替(だいたい)

リービングケア … 社会的自立の準備や援助

アフターケア … 退所した後のサポートネットワーク

エンパワメント … 自分自身で改善し、解決するために個人や集団の持っている潜在的なパワーを引き出す
支援を行うこと

アドボカシー … 援助者が子どもの意思を代弁し権利を主張すること

<施設養護の特質>

- ① 集団の中で子ども同士の相互作用を通じた成長や人間性の回復が促進される
- ② 専門的知識や経験・技術を持った職員がケアを提供できる
- ③ **ホスピタリズム**…施設特有の身体的・情緒的なゆがみが発生する

【ホスピタリズム】

アタッチメント形成(愛着関係)の欠如による施設病。

身体的発達の遅れ、言語・認知的発達の遅れ、情緒的発達の遅れやゆがみ

1950年に堀文次が提唱(東京都石神井学園)

* ボウルビィもホスピタリズムを研究していた

<社会的養護の児童福祉施設>

入所施設	心身に障害	福祉型障害児入所施設	知的障害者・第2種自閉症児・ 盲ろうあ児・肢体不自由児の施設
		医療型障害児入所施設	第1種自閉症児・重症心身障害・肢体 不自由児の施設
	情緒・行動面に問題	児童心理治療施設 児童自立支援施設	
	養育環境に問題	乳児院 児童養護施設 母子生活支援施設	
通所施設	心身に障害	福祉型児童発達支援センター	児童デイサービス・難聴幼児通園施設・ 症心身障害児通園事業・肢体不自由児 園施設など “明確に分けることが出来ない”
		医療型児童発達支援センター	
	情緒・行動面に問題	児童心理治療施設 児童自立支援施設	
利用施設	一般児童の健全な遊びの場 育成・相談・支援	児童厚生施設 児童家庭支援センター	

地域の社会的養護の拠点
家族支援・地域支援

<施設養護の基本>子どもと接するうえで重要な基本原理

- ① 個別化…その子なりの成長、個別の存在
- ② 親子関係の尊重と調整…親子の絆や信頼感を保つ、帰宅機会を増やす 家庭訪問で報告
- ③ 集団の活用…ピア・カウンセリング 集団の力 子ども同士の相互作用 社会性の獲得
- ④ 自立支援…自分の行動を律する ニーズに応じて支援を受けながら自立

<施設養護の機能>子どものために施設の果たすべき役割

- ① 家庭代替機能
- ② 学習保障機能
- ③ 治療的機能
- ④ 家庭復帰と社会的自立のための機能

<社会福祉法による事業経営の規定>

「社会福祉法」第一種社会福祉事業を経営できるのは→原則①国、②地方公共団体、③社会福祉法人

※都道府県知事等への届出が必要

◎第一種社会福祉事業 児童福祉施設<社会福祉事業に含まれる

乳児院
母子生活支援施設
児童自立支援施設
児童養護施設
児童心理治療施設
障害児入所施設

◎第二種社会福祉事業

保育所
助産施設
児童厚生施設
児童家庭支援センター
障害児通所支援事業
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業
地域子育て支援拠点事業
ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)

<児童養護施設運営指針>2012年策定

第Ⅱ部各論1.養育・支援の基本

第Ⅱ部各論4.権利擁護・子ども尊重と最善の利益の考慮

<児童福祉施設の第三者評価>

・3年に1回の実施と公表の義務あり

義務なのは

①乳児院、②母子生活支援施設、③児童養護施設、④児童心理治療施設、⑤児童自立支援施設

* 保育所は「努力義務」

* ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)と自立援助ホームは3年に1回の第三者評価は義務ではない

<設備と運営に関する国の基準>

＝「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

「従うべき基準」 都道府県の条例、必ず適合	「参酌すべき基準」 地域の現状に合わせた基準
人員配置 居室面積 調理室の設置 人権に直結する運営基準 秘密保持	衛生管理 入所者・職員の健康診断 関係機関との連携

<児童現員数>

母子生活支援施設:6000人

里親委託中:3800人

乳児院:3000人

児童心理治療施設:1000人 * 各都道府県に1か所が目標 * つまり47か所がめやす

児童自立支援施設:1000人

自立援助ホーム:300人

<設置基準>

【児童: 1室4人以下、1人4.95㎡以上という基準を採用している施設】

- ・ 児童自立支援施設
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 児童養護施設

ただし、【乳幼児: 1室6人以下、1人3.3㎡以上】

児童養護施設

幼児の数 / 保育士 1人

- ・ ~2歳 1.6人 /人
- ・ 2~3歳 2人 /人
- ・ 3歳~ 4人 /人
- ・ 少年 5.5人 /人

乳児院

- ・ 寝室 … 1人 2.47㎡以上
- ・ 観察室 … 1人 1.65㎡以上

母子生活支援施設

- ・ 一部屋 30㎡以上 (調理設備、浴室、便所つける)

<福祉施設の財政>

多くは、契約制度 しかし、虐待などで契約がなじまない場合は措置制度

・措置費(経費)

①事務費…職員の人件費etc

②事業費…子どもたちのための経費 (例)幼稚園費、教育諸費、就職支度費

・補助金

・共同募金の配分金